

八王子市地域精神保健医療福祉推進会議開催要綱

(開催目的)

第1 八王子市における精神保健医療福祉活動を総合的かつ効果的に推進するため、八王子市地域精神保健医療福祉推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。

(検討事項)

第2 推進会議は次の事項について意見交換を行うものとする。

- (1) 精神保健医療福祉活動の推進に関すること。
- (2) 精神保健医療福祉に関する知識の普及啓発に関すること。
- (3) 精神保健医療福祉関連組織、協力団体の育成及びネットワーク構築に関すること。
- (4) その他精神保健医療福祉活動に関すること。

(構成)

第3 推進会議は25名以内で構成する。

- 2 推進会議は、関係機関、関係団体の代表者、その他保健所長がふさわしいと認めた者で構成する。
- 3 関係団体の代表者等の任期は2年以内とし、補欠となった者の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 座長を出席者の互選により、選出する。

(招集及び進行)

第4 推進会議は、保健所長が招集する。

- 2 保健所長は、必要があると認めたときには、推進会議に関係者の出席を求めることができる。
- 3 会議の進行は座長が行う。

(精神保健医療福祉実務者連絡会との連携)

第5 推進会議は別に定める精神保健医療福祉実務者連絡会と連携し、情報の共有に努める。

(秘密の遵守)

第6 推進会議の出席者は非公開とした項目について他に漏らしてはならない。

(庶務)

第7 推進会議の庶務は、八王子市保健所保健対策課において処理する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日より施行する。

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。